

資料 3

ヤングケアラー支援のしくみ化と 要保護児童対策地域協議会の活用

2024.11.26 (火)

福島市 こども未来部 こども家庭課

01	こども家庭センターの相談とヤングケアラー支援の流れ	2～3
02	ヤングケアラー支援の難しさ	4～6
03	ヤングケアラー支援の要点としくみ化の必要性	7
04	支援のしくみ化と要保護児童対策地域協議会の活用	8～12
05	今後の課題と福島市の取り組み	13～20
06	まとめ	21

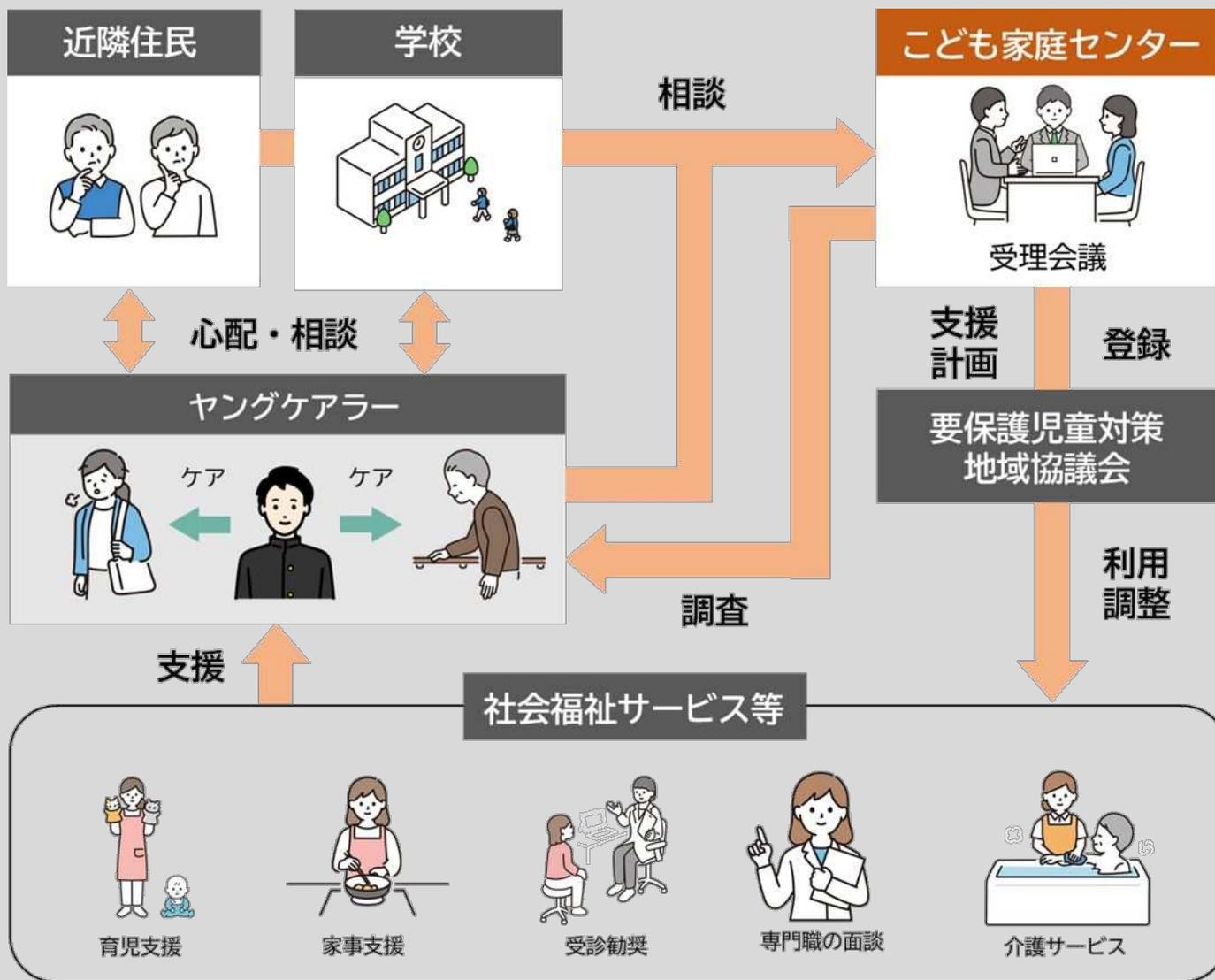


ヤングケアラー

- 1 養護相談
- 2 障害相談
- 3 非行相談
- 4 育成相談
- 5 母子保健相談

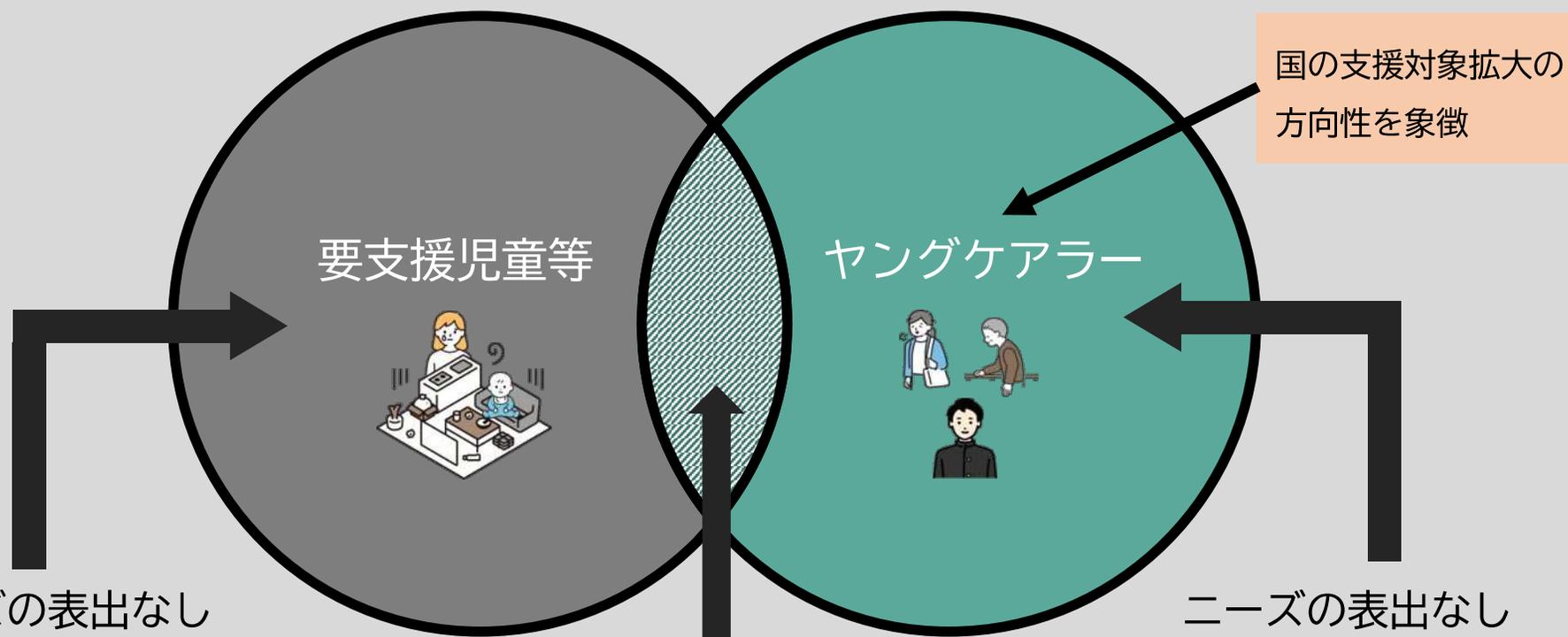
※福祉行政報告例を参考に分類

こども家庭センターにおけるヤングケアラー支援の流れ



要点

相談を受けてニーズを把握し、適切な社会福祉サービスにつなぐ



ニーズの表出なし
支援拒否の場合でも
公的な介入の必要性が法
制度上明確（要対協等）

※ 児童福祉法、児童虐待防止法



公的コンセンサスあり
わかりやすい

具体的な支援の対象



子育て世帯訪問支援事業等
（家事ヘルパー派遣）

ニーズの表出なし
支援拒否の場合の公
的な介入の必要性が
不明確

※ こども・若者育成支援推進法



公的コンセンサス不十分
わかりづらい

ヤングケアラーが直面する問題

子どもたちにこのような影響が出る可能性があります。

学業への影響

遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れない等



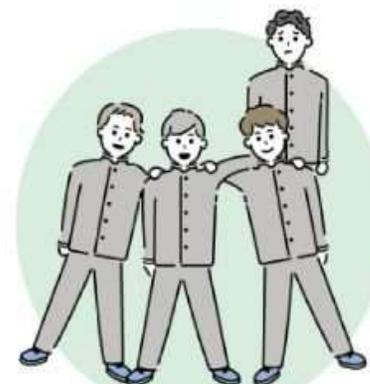
就職への影響

自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない等



友人関係への影響

友人等とコミュニケーションを取れる時間が少ない等

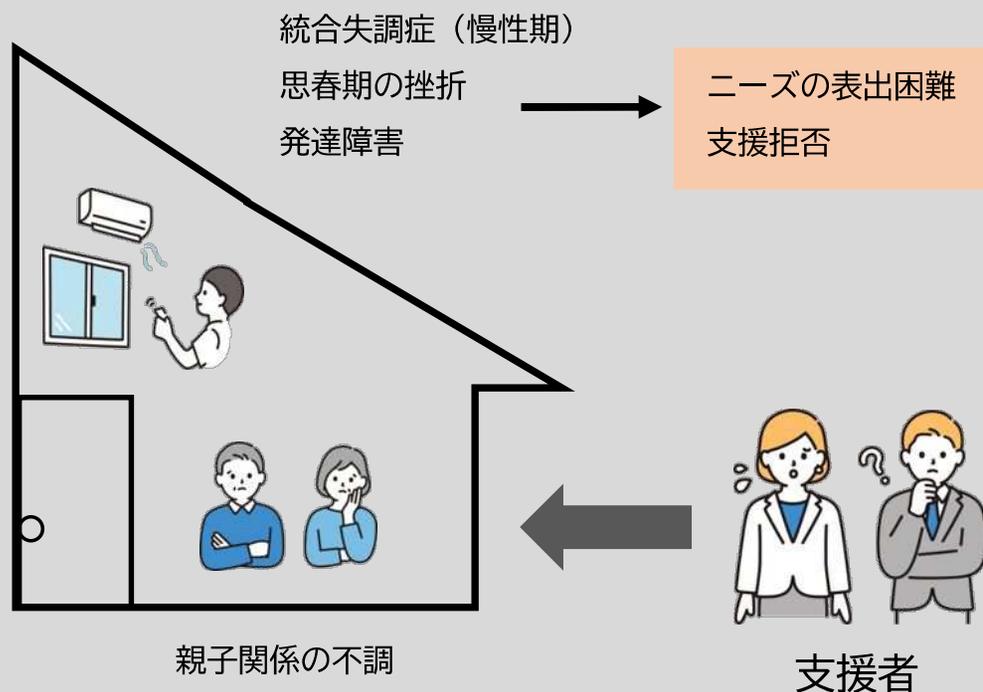


子ども家庭庁Webページより

要点

成長・発達に必要な時間や自立に向けた移行期として必要な時間を失う

ひきこもり支援からのヒント（類似領域を参考に）



支援が必要な家庭があることを把握しておくことを重視
支援の具体的な選択肢を示した上で待機する
ニーズの表出があれば対応できる体制を整備しておく

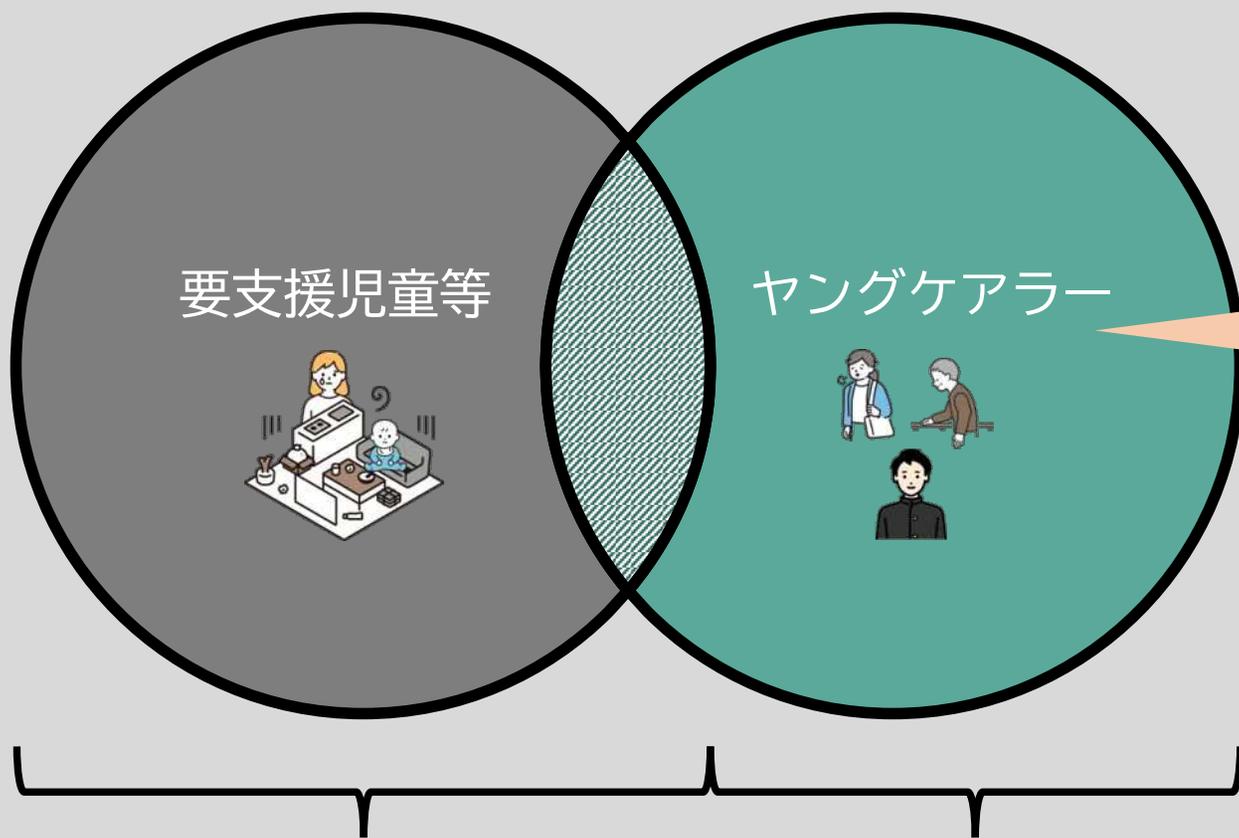
孤立を予防することを主眼とした
オープンエンド（見守り）という支援のあり方

誰が問題を抱えているのか
何の問題を抱えているのか
誰に支援をすればよいのか

ニーズの表出がないと具体的な支援メニューにつながりづらい

アプローチの視点
家族の暮らし方の問題
家族関係の問題
本人自身の生き方の問題
家族自身の生き方の問題

本人や家族に少しの余裕を生む
伴走支援のあり方を模索



従来から要対協の枠組みで支援

准要支援の取扱い

つなぎ支援、伴走型支援

具体的な支援につながらないとしても、対象家庭を把握し、リスクを評価した上で伴走型の支援継続が求められる
ヤングケアラー支援におけるオープンエンド（見守り）のあり方を検討する必要がある

ヤングケアラー支援のしくみ化が必要

要支援性の高低にかかわらず、要対協の枠組みを活用する



要点1 支援対象家庭の把握

要点2 リスク評価及び緊急度評価

要点3 継続的な管理と支援計画の更新

	機関名等
1	福島市（調整機関）
2	福島地方法務局
3	福島県中央児童相談所
4	福島県福島警察署
5	福島県福島北警察署
6	福島県県北保健福祉事務所
7	福島県女性のための相談支援センター
8	福島市小学校長会
9	福島市中学校長会
10	社団法人福島市医師会
11	社会福祉法人青葉学園
12	社会福祉法人福島愛育園
13	社会福祉法人アイリス学園
14	福島市民生児童委員協議会
15	福島県医療ソーシャルワーカー協会県北方部
16	福島市私立認可保育施設連合会
17	福島市子育て支援センター連絡会
18	児童家庭支援センターあおば
19	母子生活支援施設福島敬香ハイム

児童福祉法第25条の3
関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる

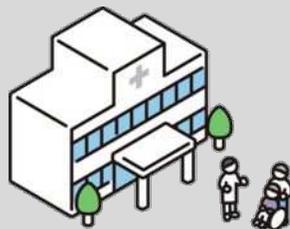
こども家庭センター



要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）



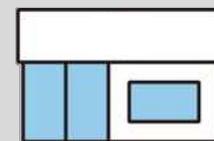
学校等児童の所属機関



病院等家族の利用先施設



民生児童委員等近隣住民



地域包括支援センター
(重層的支援体制整備事業)

要点

要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した関係機関からの情報収集

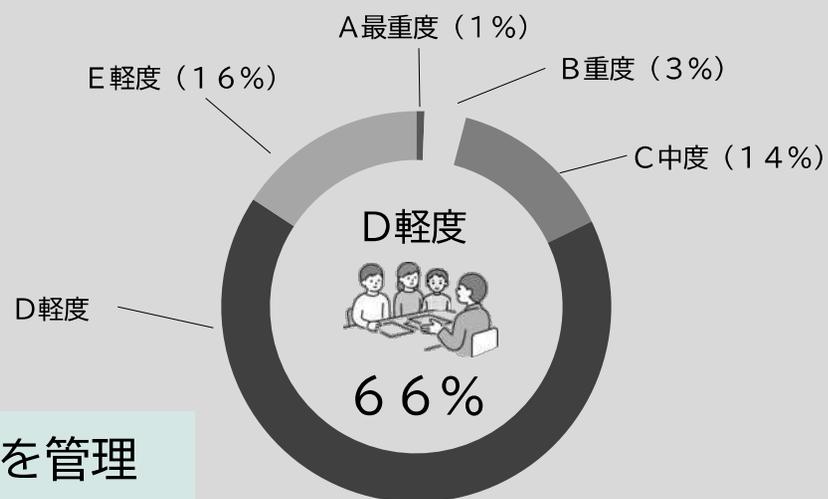
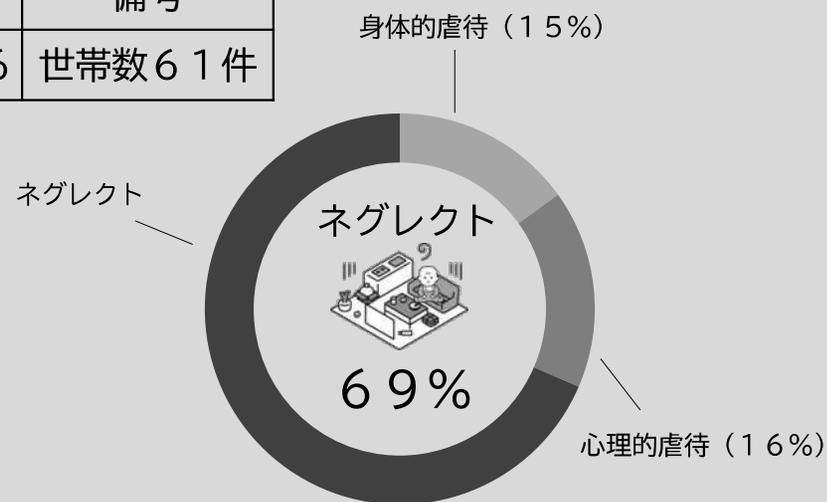
係属管理ケース数

基準日	要保護児童	要支援児童	特定妊婦	合計	備考
R6.9月末	44	97	5	146	世帯数61件

全管理ケースの内訳

内容	件数	A 最重度	B 重度	C 中度	D 軽度	E 危惧
身体的虐待	22	1	1	5	8	7
心理的虐待	24	0	1	6	15	2
ネグレクト	100	0	3	9	74	14
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計	146	1	5	20	97	23

内訳の種別にヤングケアラーを加えることを検討中



要点

要対協の枠組みでヤングケアラーのリスクを管理

月	日	内容
4		
5	7 (火) ~ 10 (金)	地区担当者ヒアリング
	17 (金)	関係機関へデータ送付
	24 (金)	第1回運営部会
6	28 (金)	第1回実務者会議
7		
8	1 (木) ~ 9 (金)	地区担当者ヒアリング
	16 (金)	関係機関へデータ送付
	23 (金)	第2回運営部会
9	27 (金)	第2回実務者会議
10		
11	1 (金) ~ 8 (金)	地区担当者ヒアリング
	15 (金)	関係機関へデータ送付
	22 (金)	第3回運営部会
12	20 (金)	第3回実務者会議
1		
2	3 (月) ~ 7 (金)	地区担当者ヒアリング
	14 (金)	関係機関へデータ送付
	20 (木)	第4回運営部会
3		

地区担当者
ヒアリング



世帯構成の確認
直近の支援経過の確認
リスク評価の更新
支援計画の更新



運営部会



部会構成機関の直近の
支援経過を共有
リスク評価の確認
支援計画の確認

中央児童相談所、こども家庭課
障がい福祉課、健康づくり推進課



実務者会議



運営部会で協議した内
容の確認
ケースの概要把握



1 統計的管理

ケース管理台帳の作成
ケース概要の把握・報告



2 組織的管理

担当者個人に依存しない体制
関係機関との連携による支援



3 リスク管理

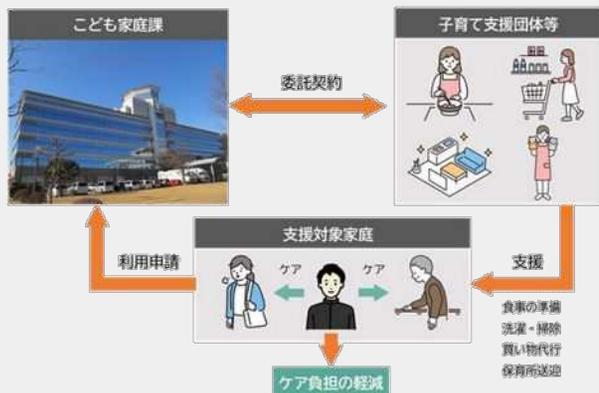
定期的なモニタリングによる
リスク管理と支援計画の作成

これまでの主な施策

相談窓口の設置及び広報・周知、ヘルパー派遣



子育て世帯訪問支援事業（家事・育児支援）



これから実施を検討する施策



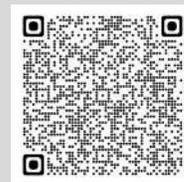
記名式等による実態把握

- (1) 任意の記名式や調査票ごとに異なる番号を付すなど個人が特定できる方法による調査
 - (2) 学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるアンケート
- ※「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）
（令和6年6月12日付けこ支第265号）



1 子ども・若者育成支援推進法改正

こども家庭庁は、個人が特定できるアンケート調査を市町村で**年1回**実施するよう施行通知に記載



施行通知

2 要対協第1回実務者会議で意見交換

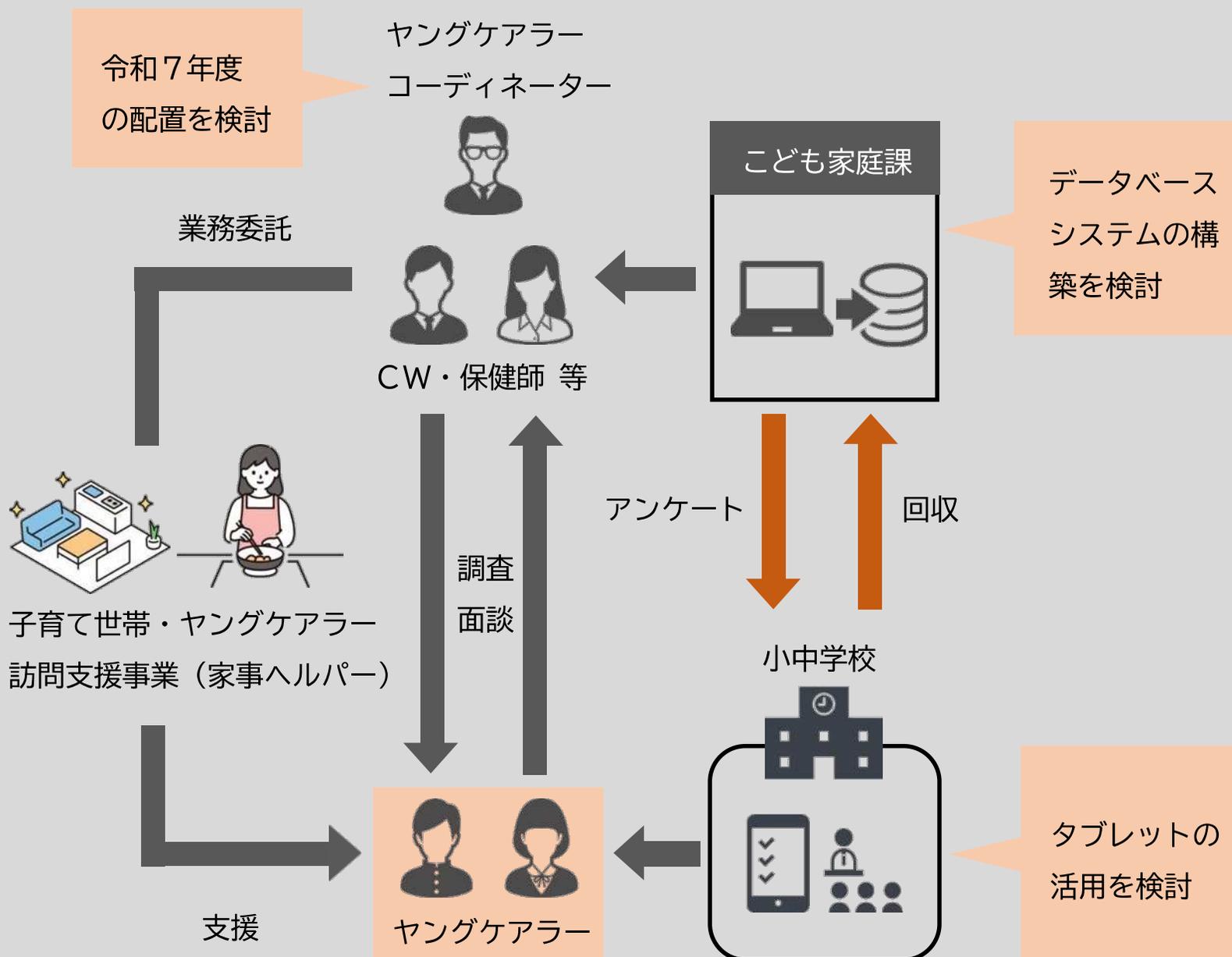
相談支援体制の整備を中心とした取り組みから、支援対象者の掘り起こしを目的とした取り組みへ

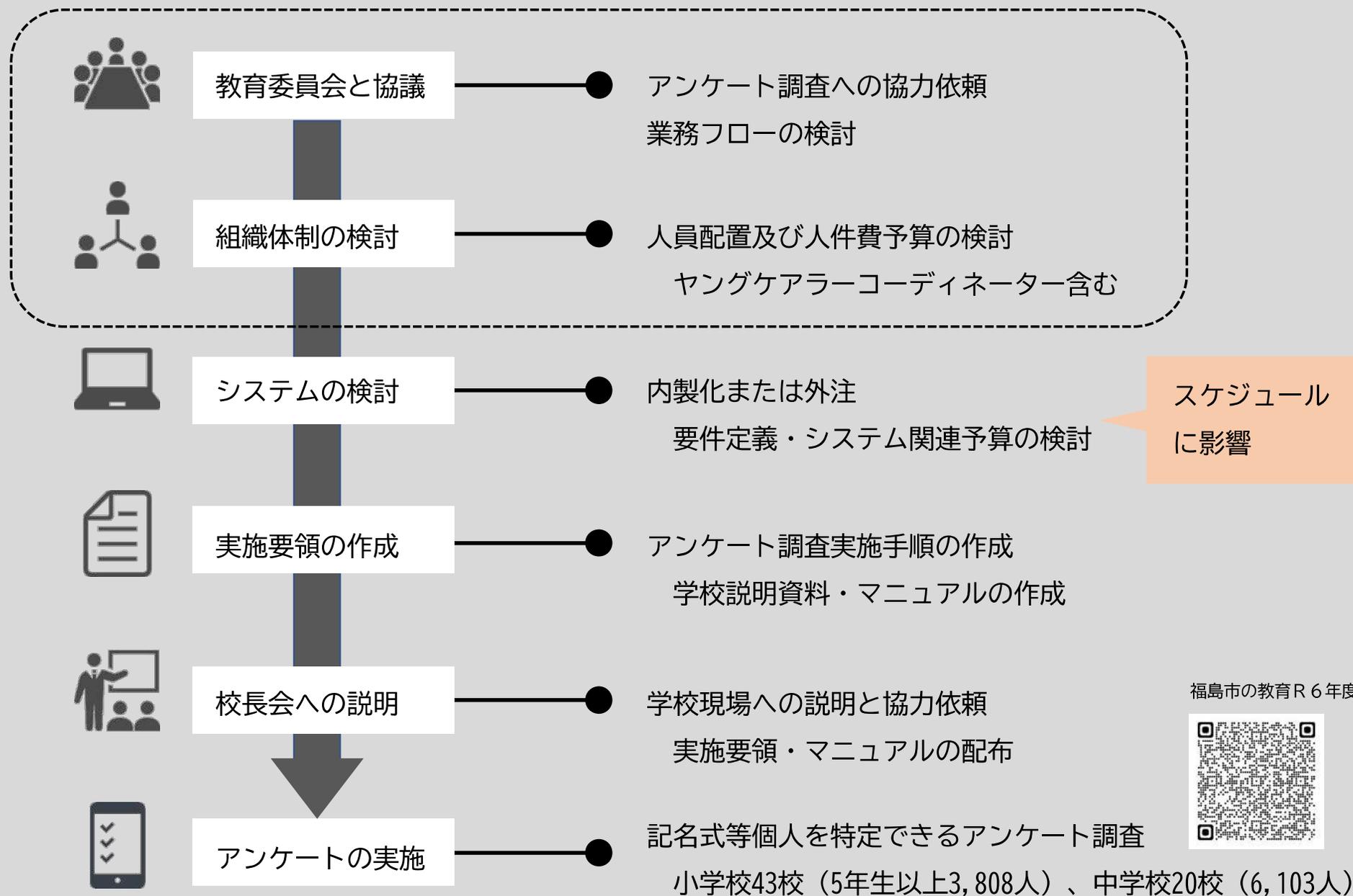
3 市議会9月定例会で質問・答弁

記名式のアンケート調査の実施とヤングケアラーコーディネーターの配置を検討する旨を答弁

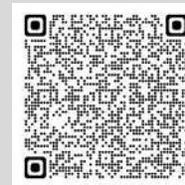
4 今後の取組内容とスケジュールを検討

業務フローの検討
システム構築の検討
関係機関・部署との協議
スケジュールの作成

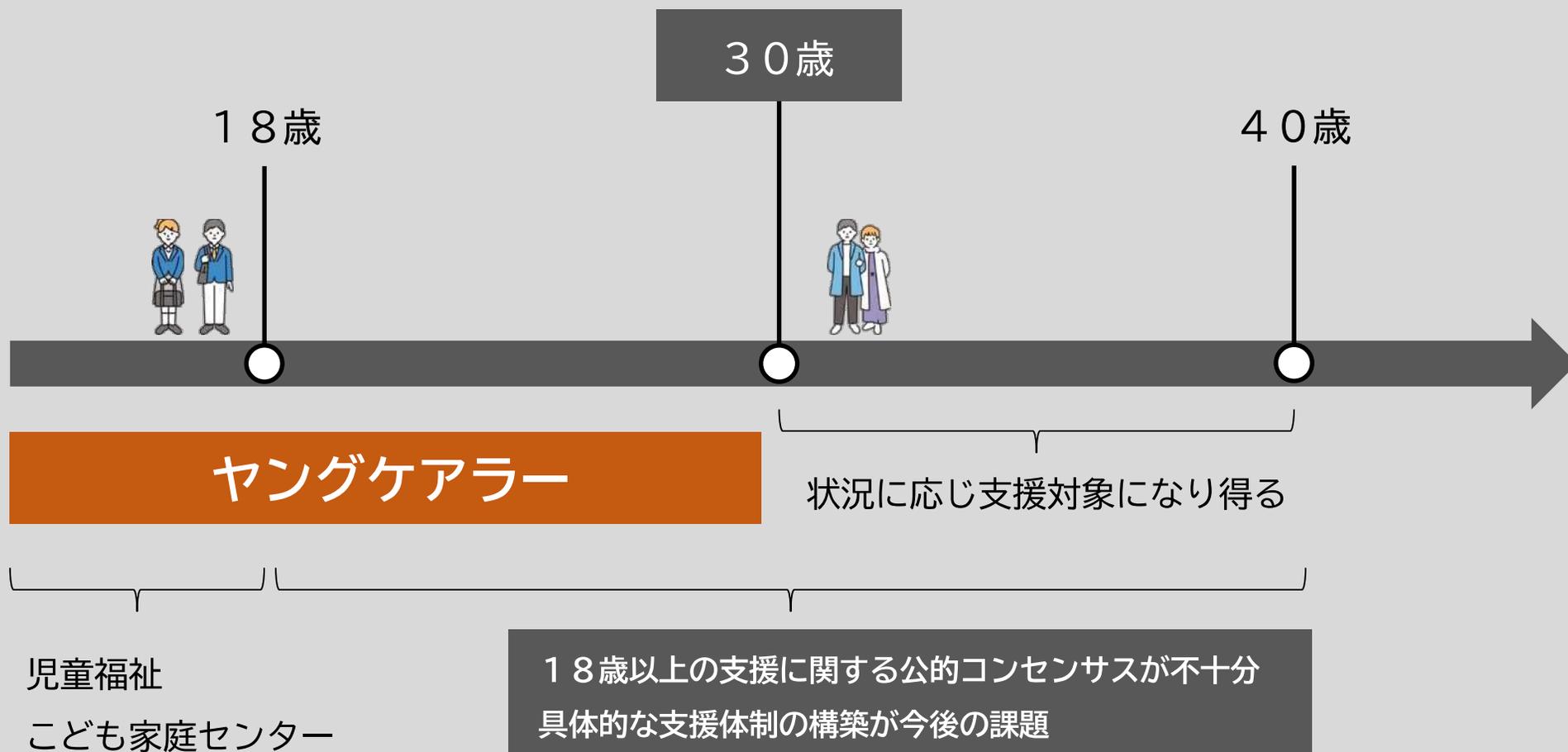




福島市の教育R6年度



家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者



福島市では『包括的支援体制整備事業』を実施しています。

近年、少子高齢化や核家族化の進行などに加え、家族や家庭の変化、地域のつながりの希薄化により、8050問題やひきこもり、ダブルケア問題などの複雑・複合的な問題が発生しております。これらの問題は、これまでの各福祉分野(生活困窮・子ども・障がい者・高齢者等)の狭間にあることに加え、地域に潜在化していることから、支援を届ける取り組みが必要です。



8050世帯



ひきこもり



ヤングケアラー



ごみ屋敷

このため、これまでの各福祉分野の相談に加えて、
・制度の狭間にあり、必要な支援が届いていなかった方
・複雑・複合的な家庭の問題を抱えている方
の相談を丸ごと受け付け、支援します。

どこかに相談したい

誰に相談していいかわからない

福島市、福島市社会福祉協議会、地域包括支援センター、福島地域福祉ネットワーク会議などの関係機関が連携して支援します！

■お問合せは、福島市共生社会推進課またはお近くの地域包括支援センターへ

【問合せ先】
共生社会推進課地域共生係
電話024-572-3948

福島市 Webページより

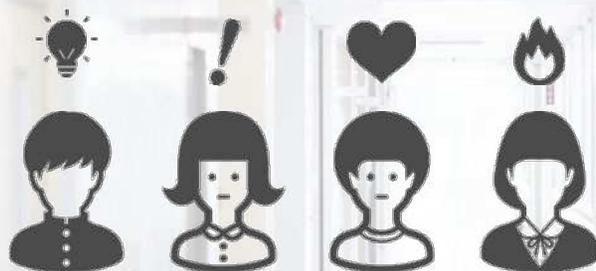
要点

個別ケースの支援に関しては、包括的支援体制整備事業の枠組みで対応する

ヤングケアラーに関する講座の開催実績

年度	月	日	曜日	対象	参加者数	場所
5	10	20	金	一般市民	30名	福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ
	12	20	水	民生児童委員	30名	信陵支所
	2	16	金	清水小学区健全育成推進会	15名	清水小学校
6	4	13	土	福島市生涯学習活動推進委員の会	30名	市民会館
	6	7	金	介護支援専門員	10名	吉井田地域包括支援センター
		20	木	中学3年生	32名	飯野中学校

- 1 児童福祉について理解を深める
- 2 ヤングケアラーについて理解を深める
- 3 相談窓口や支援制度について理解を深める



必要なときに福祉サービスを利用することができる力を身につける
社会の一員として地域の福祉を担うことができる力を身につける



福祉リテラシーの向上

- 1 ヤングケアラーを養護相談のひとつの類型と捉えて支援する
- 2 ヤングケアラー支援の難しさは、支援対象拡大の政策に対する戸惑いに起因
- 3 ヤングケアラー支援の要点を理解し、支援のしくみ化を図ることが必要
- 4 18歳未満のヤングケアラー支援については、要対協をベースにしくみ化する
- 5 相談支援体制の整備から支援対象の掘り起こしに対策のフェーズが移っている
- 6 18歳以上のヤングケアラー支援のあり方が今後の課題になっている
- 7 個別ケースについては、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用して対応する



ご清聴ありがとうございました